横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画

1　目的

廃棄物焼却施設において作業に従事する労働者がダイオキシン類にばく露することを防止するため、平成１３年４月２５日に厚生労働省によって「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「対策要綱」という。）が策定された。

本計画は、この対策要綱に基づき、市が運転、点検等作業を行う事業者及び廃棄物の焼却施設を管理する事業者として運転、点検等作業において講ずべき措置を定め、南処理工場で作業に従事する市職員、受託事業者又は関係請負人のダイオキシン類へのばく露防止を推進することを目的とする。

2　対象作業

本計画の対象となる作業（本計画中「運転、点検等作業」という。）は、以下の（１）の対象範囲において行われる（２）の対象作業とする。

（１）対象範囲

対象範囲は工場棟炉室を中心とした範囲とし、別図－１～６に示す。
別図のとおり、以下のア～ウは除外し、エ及びオは編入する。

ア　公共スペース
海側・山側階段、廊下、エレベーターホール、トイレ等

イ　炉室とドア等で区切れる場所
脱気器室、押込送風機室等

ウ　炉室と接しているが反対側が大気開放されている場所
蒸気コンデンサ室等

エ　炉室とドア等で区切れるが、他作業との関連で対象とした場所
一　ガス再循環送風機室

オ　排ガスが通過する場所（ただし、別図での表示はしない）
排ガスダクト内部、誘引通風機内部等

（２）対象作業

対象作業は次の作業とし、詳細は別紙１のとおりとする。

ア　ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱い業務に係る作業
（ア）焼却炉、集じん装置等の内部で行う灰出しの作業
（イ）焼却炉、集じん装置等の内部で行う設備の保守点検等の作業の前に行う清掃等の作業
（ウ）焼却炉、集じん装置等の外部で行う焼却灰の運搬、飛灰（ばいじん等）の固化等の焼却灰、飛灰等を取り扱う作業
（エ）焼却炉、集じん装置等の外部で行う清掃等の作業
（オ）焼却炉、集じん装置等の外部で行う上記（ア）及び（イ）の作業の支援及び監視等の作業

イ　焼却炉、集じん装置等の設備の保守点検等の業務に係る作業
（ア）焼却炉、集じん装置等の内部で行う設備の保守点検等の作業
（イ）焼却炉、集じん装置等の外部で行う焼却炉、集じん装置その他

の装置の運転、保守点検等の作業

（ウ）焼却炉、集じん装置等の外部で行う上記（ア）の作業の支援、監視等の作業

（参考）

耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記アの作業に含める。

（３）適用除外

以下については、本計画における対象作業に含めない。

ア　確認

（ア）焼却炉内燃焼状態の目視確認

（イ）火報・警報発報時の現場確認等の緊急性が高い行為

イ　軽微な操作

明らかに数分で終了する定常的な運転操作

（ア）ボトムブロー

（イ）空調機運転停止

（ウ）助燃バーナー運転停止

（エ）ＩＴＶエアーブロー

（オ）レベルセンサーエアーブロー

（カ）後燃焼ストーカエアーブロー

ウ　通過

対象範囲でない場所に行くために対象範囲を通る場合

3　推進体制

１の目的を達成するための推進体制は次のとおりとする。

（１）市における推進体制

ア ダイオキシン類対策委員会

南処理工場に産業医、衛生管理者及び次に定めるダイオキシン類対策責任者等で構成する「ダイオキシン類対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置し、本計画を推進する。

イ ダイオキシン類対策責任者

本計画を推進するために、工場長をダイオキシン類対策責任者とする。なお、ダイオキシン類対策責任者の不在時等の代務者については、事前にダイオキシン類対策責任者が指名する。

ウ 作業指揮者

ダイオキシン類対策責任者が指名する主査等を作業指揮者とし、運転、点検等作業に従事する市職員の保護具の着用状況及び保護具・工具の管理を確認する等、ダイオキシン類へのばく露防止対策を指揮する。

エ 受託事業者又は関係請負人等との協議組織

運転、点検等作業の全部又は一部を他に委託し、又は請負人に請け負わせる場合には、関係事業者（本計画中「受託事業者又は関係請負人」という）が参画する協議組織を設置する。

（２）受託事業者又は関係請負人における推進体制

受託事業者又は関係請負人はダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者を選任し、市に別紙２の様式で提出する。

４　特別教育の実施

（１）教育内容

作業に従事する市職員に対して、次に掲げる要項について、特別教育を実施する。

ア ダイオキシン類の有害性について

イ 作業の方法及び事故の場合の措置について

ウ 作業開始時の設備の点検について

エ 保護具の使用方法について

オ その他ダイオキシン類へのばく露の防止に関し必要な事項

（２）実施時期、対象者等

特別教育の実施時期、対象者等については次のとおりとする。

教育名	実施時期	対象者
特別教育	作業従事前 （工場の実情に合わせ実施）	運転、点検等作業に従事する者
	転入時	転入職員、新規職員
	工場内作業着手時	受託事業者又は関係請負人
	随時	必要と認められる者

（３）講師

特別教育を実施する講師は、原則として次のとおりとする。

ア 市職員に対する教育

ダイオキシン類対策責任者が指名する者

イ 受託事業者又は関係請負人に対する教育

３の（２）に定めるダイオキシン類対策実施責任者等

（４）記録

特別教育を実施した場合には、日時、受講者名、内容等について、特別教育実施記録を作成し、５年間保存する。

５　空気中のダイオキシン類濃度の測定

（１）空気中のダイオキシン類の測定

ア 運転、点検等作業が常時行われる作業場について、空気中のダイオキシン類濃度の測定を６ヶ月以内ごとに１回行う。また、市が必要と認めた場合には受託事業者又は関係請負人は対象作業場について、空気中のダイオキシン類濃度の測定を行わなければならない。

イ 測定方法の詳細については、対策要綱の別紙１「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」に定められた方法に基づく。

（２）測定結果の保存

ア 測定者、測定場所を示す図面、ダイオキシン類濃度等を記録し、３０年間保存する。

イ 受託事業者又は関係請負人がダイオキシン類濃度の測定を行った場合には、その測定結果を市に提出する。

（３）管理区域の決定

管理区域の決定については、対策要綱の別紙２「作業環境評価基準に準じた管理区域の決定方法」に定められた方法に基づく。

（４）管理区域の決定に対する措置

上記の（３）において、第２管理区域（作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態）又は第３管理区域（作業環境管理が適切でないと判断される状態）となった作業場においては、次に掲げる方法等により、焼却灰等の粉じん及びガス状ダイオキシン類の発散を防止する対策を行う。

ア 燃焼工程、作業工程の改善

イ 発散源の密閉化

ウ 作業の自動化や遠隔操作方式の導入

エ 局所排気装置及び除じん装置の設置

オ 作業場の湿潤化

（５）受託事業者又は関係請負人への周知

（１）により実施したダイオキシン類の濃度測定結果等については、作業実施前に受託事業者又は関係請負人へ周知を行う。

6　保護具の使用

（１）保護具の選定

保護具の選定については別紙１に定めるほか、対策要綱の別紙３「保護具の区分」及び別紙４「運転、点検等作業における空気中のダイオキシン類濃度の測定結果による保護具の選定」に定められた方法に基づき、適切な保護具を選定する。

（２）保護具の管理

ア 市職員は呼吸用保護具等の正しい着脱方法等について訓練を行う。

イ 市職員は作業従事前に、保護具の着用状況の確認を相互に行う。

ウ 保護具の着脱は運転、点検等作業が行われない場所で行う。

エ 保護具の日常保守点検は、取扱説明書等に従い適切に行う。

オ ダイオキシン類に汚染されたおそれのある保護具等については、使い捨ての場合等を除き、洗浄水の排出先が排水処理施設である場所（灰搬出場等）において、清水、中性洗剤等により洗浄する。

カ 使い捨ての保護具については、二次汚染がおきないよう焼却処分等、適正に処理する。

キ 運転、点検作業で使用した工具についても、オ及びカと同様の対応を図る。

（３）市職員の対応

市職員は、保護具の適切な使用及び適正な管理を徹底することにより、自らダイオキシン類へのばく露防止を図る。

7　発散源の湿潤化と二次汚染の防止

（1）運転、点検等作業を行う場合は、可能な限り作業場についてダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態にすると共に、二次汚染の防止を図る。

（2）２の対象作業で定めた焼却炉及び集じん装置等の内部作業等を行うことにより二次汚染が発生する恐れがある場合は、外部にダイオキシン類を含む物が発散しないように養生すると共に、内部との出入口付近に湿潤化した足拭きマット及び電気掃除機を準備する。

（3）上記（2）の作業終了後は、足拭きマットと電気掃除機を用いて、速やかに靴、服及び保護具等の汚染を取り除く。

（4）運転、点検等作業及び上記（3）の汚染除去が終了した場合は、速やかにエアーシャワーを使用し、運転、点検等作業が行われない場所が汚染されないようにする。

8　健康管理

（1）一般健康診断の実施

労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に実施する。

（2）不安を訴える市職員への対応等

ア　ダイオキシン類へのばく露による健康不安を訴える市職員に対して、産業医等の意見を踏まえ、必要があると認める場合には、就業上等の措置を適切に行うものとする。

イ　事故等により、市職員がダイオキシン類に著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したおそれがある場合は、速やかに当該市職員に医師による診察又は処置を受けさせるものとする。

ウ　上記イの場合には、必要に応じて、当該市職員の血中ダイオキシン類濃度測定を行い、その結果を記録して３０年間保存するものとする。

9　就業上の配慮

女性労働者については、母性保護の観点から運転、点検等作業における就業上の配慮を行うものとする。

10　喫煙等の禁止

運転、点検等作業が行われる作業場では、市職員が喫煙し、又は飲食することを禁止する。

11　受託事業者又は関係請負人への対応

（1）市は、対象作業の全て又は一部を他に委託し、又は請負人に請け負わせる場合には本計画に定める事項等ダイオキシン類へのばく露防止に関する必要事項を仕様書に記載する等の方法により、受託事業者又は関係請負人に周知徹底を図らなければならない。

（2）受託事業者又は関係請負人は、3の（2）に基づき選任したダイオキ

シン類対策実施責任者及び作業指揮者を中心に、運転、点検等作業に従事する作業者がダイオキシン類にばく露しないよう本計画を遵守すると共に、本計画中の市職員を当該作業者に読み替え、適切な措置を講じなければならない。

（３）受託事業者又は関係請負人は、市が必要と認めた場合には別紙２に加えて、ダイオキシン類へのばく露を低減させるために講ずる具体的措置等を定めた「ダイオキシン類ばく露防止作業計画」を作成し、作業着手前に市に届け出なければならない。

附則（平成１３年８月１日）

（１）施行期日

本計画は平成１３年８月１日から施行し、平成１１年基発６８８号通知に基づく「南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」は本計画の施行により廃止する。

（２）保護具の規定について

本計画中、保護具の規定については、保護具の整備完了後に施行する。

（３）試行期間について

本計画の施行後、数ヶ月を試行期間とし、その後に必要に応じて改定を行う。

附則（平成１３年８月３１日）

（１）施行期日

本計画は平成１３年９月１０日より施行する。

別紙１

作業区分	対　象　作　業	保　護　具
3	・焼却炉、集じん装置等の内部作業 （作業区分２の作業を除く）	レベル３（対策要綱別紙３のとおり） ・エアラインマスク ・密閉型防護服（耐水性）等
2	・焼却炉、集じん装置等の点検、清掃終了後の内部点検、委託、工事等の検査等 ・吸収塔内部点検清掃 ・ガス再加熱器、排ガスダクト内部清掃終了後の補修作業	レベル２（対策要綱別紙３のとおり） ・防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具 ・密閉型防護服（JIST8115） ・化学保護手袋（JIST8116） ・安全靴 ・長袖、長ズボン、手袋 ・ヘルメット ただし、空気中のダイオキシン類濃度の測定結果が第３管理区域であればレベル３
1	・焼却炉、集じん装置等の運転、保守等外部作業（ダスト搬出コンベアーからばいじん処理装置までの内部点検・補修作業、分析計校正、床清掃等） ・焼却炉、集じん装置等の内部作業支援作業（マンホール外部周辺にて炉内、集じん装置内作業の支援監視業務等） ・焼却灰等の固化、運搬取扱作業（脱水ケーキ取扱作業、灰クレーンバケット清掃、灰運搬ダンプ荷台清掃作業等） ・炉室内巡回点検 ・排水槽（原水槽、濃縮汚泥槽）内部点検清掃作業	レベル１（対策要綱別紙３のとおり） ・防じんマスク （型式検定合格品で取替式かつ、粉じん捕集率の高いもの） ・粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋 ・安全靴 ・ヘルメット ただし、空気中のダイオキシン類濃度の測定結果のガス体ダイオキシン類が１ｐｇ－ＴＥＱ/ｍ３を超えるとレベル２，また、第３管理区域であればレベル３
備考	・高所作業又は臨時作業における保護具は対策要綱による。 ・ごみクレーン、灰クレーン、排水処理施設の運転及び点検等の作業は対象作業とせず、保護具等は南処理工場安全作業基準による。	

別紙２

年　月　日

横須賀市長　　　　　　様

印

ダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者選任届

横須賀市南処理工場において作業を行う場合には、平成１３年４月２５日に厚生労働省から通知された「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」を遵守し、作業者へのダイオキ･シン類ばく露防止措置を図ります。

また、「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」に基づき、下記の者をダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者に選任すると共に、同計画の３（１）エで定める協議組織に参画します。

記

ダイオキシン類対策実施責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作業指揮者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作業指揮者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作業指揮者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（記入上の注意）
・それぞれ、所属及び役職を併せて記載すること。
・作業指揮者は作業内容等を考慮し、１名以上選任すること。
・ダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者を変更する場合は、事前に本選任届を提出すること。

別紙２

年　月　日

横須賀市長名

契約者名又は現場代理人名　印

ダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者選任届

横須賀市南処理工場において作業を行う場合には、平成１３年４月２５日に厚生労働省から通知された「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」を遵守し、作業者へのダイオキ･シン類ばく露防止措置を図ります。

また、「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」に基づき、下記の者をダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者に選任すると共に、同計画の３（１）エで定める協議組織に参画します。

記

ダイオキシン類対策実施責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作業指揮者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作業指揮者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作業指揮者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（記入上の注意）
・それぞれ、所属及び役職を併せて記載すること。
・作業指揮者は作業内容等を考慮し、１名以上選任すること。
・ダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者を変更する場合は、事前に本選任届を提出すること。

山側
ピット側
海側
機械室
洗車水槽
灰ピット
純粋装置室
プラント用受水槽
沈殿槽
1号灰コンベア
2号灰コンベア
3号灰コンベア
機器冷却水槽
ボイラー用受水槽
汚水処理水槽
ごみピット
灰コンベヤー室
灰ピット
金属ピット
不活性ガスボンベ室
タービン発電機室
破砕設備室
破砕設備室
保護具着用対象範囲
横須賀市　資源循環部南処理工場
図　番
1／　6
図面名称
工場棟　地階平面図
名　称
ダイオキシン類暴露防止推進計画　別図・1
縮　尺
—
作　図

横須賀市　資源循環部南処理工場	図番	2／6	図面名称	工場棟　1階平面図
名称	ダイオキシン類暴露防止推進計画　別図－2		縮尺	―	作図	

退出口
ケーキバンカー
脱水機
油圧ポンプユニット
エアーカーテン
ごみピット送気ファン
汚泥サービスタンク
給泥ポンプ
吹抜
ダスト分配コンベア
ホール
倉庫
機械室
ガスバーナ
ボイラーダスト
使所
投入ステージ
ごみピット
クレーン
中央制御室
配電盤室
バッテリー室
フラッシュタンク
ホール
エアーカーテン
タービン発電機室
機械室
倉庫
使所
クレーン電気室
進入口
保護具着用対象範囲
横須賀市　資源循環部南処理工場
図　番　3／6
図面名称　工場棟　2階平面図
名　称　ダイオキシン類暴露防止推進計画　別図・3
縮　尺　—
作　図

特殊助剤輸送ブロワ
特殊助剤貯留槽
活性炭貯留槽
アトマイジング用
空気圧縮機
アトマイジング用
空気タンク
バグフィルタ現場操作盤
パルス用
空気タンク
パルス用
空気圧縮機
冷凍機室
吹抜
倉庫
燃焼用押込送風機
2次燃焼用送風機
燃焼用押込送風機
2次燃焼用送風機
燃焼用押込送風機
2次燃焼用送風機
投入監視室
投入ステージ吹抜
ごみピット上部
蒸気式空気予熱器
No.1焼却炉
ボイラーダスト
排出コンベア
減温塔ダストコンベア
No.1バグフィルタダストコンベヤ
蒸気式空気予熱器
No.2焼却炉
ボイラーダスト
排出コンベア
3階炉室分電盤
減温塔ダストコンベア
No.2バグフィルタダストコンベヤ
蒸気式空気予熱器
No.3焼却炉
ボイラーダスト
排出コンベア
減温塔ダストコンベア
No.3バグフィルタダストコンベヤ
分配ヘッダ
減温塔
吸収塔
循環ポンプ
ロータリーバルブ
ブロワ
ロータリーバルブ
ブロワ
ロータリーバルブ
ブロワ
脱臭装置
冷却塔
換気ファン
低圧蒸気だめ
脱気器
冷却水クーラー
便所
ホール
EV
高圧蒸気コンデンサ
低圧蒸気コンデンサ
UP
DN
保護具着用対象範囲
横須賀市　資源循環部南処理工場
図　番　4／6
図面名称　工場棟　3階平面図
名　称　ダイオキシン類暴露防止推進計画　別図 - 4
縮　尺　ー
作　図

横須賀市　資源循環部南処理工場		図番	5 ／ 6	図面名称	4階平面図		
名称	ダイオキシン類暴露防止推進計画　別図－5			縮尺	―	作図	

横須賀市　資源循環部南処理工場	図番	6／6	図面名称	5階平面図
名称	ダイオキシン類暴露防止推進計画　別図－6	縮尺	―	作図